

**地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の  
山口県が定める基準を満たす研修等の開催について**

当該研修の主な基準は、以下のとおりです。

- 研修実施機関は、地域包括支援センター、日本(山口県)介護支援専門員協会、市町村及び都道府県であること
- 研修内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること
- 時間数は、5時間以上であること

◆ 令和元年度実施研修（令和元年11月5日現在）

※研修実施の届出があったものから順次、掲載しています。

※研修の受講申込等については、各研修の問い合わせ先におたずね下さい。

【No.18】

研修名称	高齢者が安心して過ごすために必要な法的制度
日程	令和元年12月11日(水)
申込期間	令和元年11月5日(火)～令和元年11月29日(金)
内容	講義及び演習 高齢者が安心して過ごすために必要な法的制度
対象者	下関市在住または下関市内の事業所に勤務する主任介護支援専門員、介護支援専門員
研修実施機関	下関市
研修に関する 問い合わせ先	(所属)下関市役所 長寿支援課 地域包括ケア推進室 (氏名)三隅 紫乃 (電話)083-231-1345
備考	下関市ホームページ <a href="http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1571914850572/index.html">http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1571914850572/index.html</a>